

豊能町総合まちづくり計画における学校跡地利活用の可能性について

資料 4

1 豊能町総合まちづくり計画における方向性（以下、関係部分抜粋）

I 基本構想

第5章 将来像とまちづくりの方向性 5.土地利用構想 ③学校跡地利活用の考え方

≪令和8（2026）年の学校再編により空くことが予定されている小学校の跡地活用及び旧吉川中学校の更なる利活用については、周辺地域への影響を配慮しつつ、有効活用するための規制緩和や民間活力の導入も視野に入れた多様な活用をめざします。≫

III 基本指針

1 住民のまちをつくり出す“ひとづくり”

～地域でみんながいきいきと暮らせる社会～ P39

◎多様なニーズに応える自然の中の小さな学びの場

オルタナティブスクールやフリースクールと呼ばれる教育機関を誘致し、自然を活かした多様な子どもが育ち合う環境をつくる。

2 未来の活力を生み出す“しごとづくり”

～まちなか起業家を応援～ P41

◎持続可能な地域社会をつくるローカルベンチャーの創出

民間による全国的な横のつながりがある中間支援組織を立ち上げて、地域課題の解決と持続可能な地域社会づくりのために起業するベンチャー創出の好循環を生み出す

～仕事づくりのための環境づくり～ P41

◎都会から仕事に来る自然に囲まれたコワーキングスペース

都会に住む人が憧れるような自然の中で仕事ができる環境を整備し、新しい関係人口を増やす

～新しい人と働き方の受け入れ～ P41

◎ベンチャー企業のための稼げる受け皿づくり

再編により空いた学校や空き店舗などを、ベンチャーのスタートアップを支援できる集合施設として再整備をめざす。

3 緑の中で楽しく暮らせる“まちづくり”

～地域のつながりを活かしたコミュニティの活性化～ P43

◎自立した地域コミュニティ活動がしやすい環境の整備

地域イノベーションの流れを加速するための活動の場や、コミュニティ同士の助け合いが進むような機会の提供を図る

◎自分たちのまちは自分たちで。協働のまちづくり

住宅周辺の町有地（街路樹、緑地、公園など）管理など、地域のまちづくりを地域のコミュニティやボランティア、NPO などと分担することで、地域ごとの個性あるまちづくりを進める

2 豊能町公共施設再編に関する最終報告書

◎跡地活用の考え方

①跡地活用施設

3 小学校、2 園の子育て支援施設、公共施設再編対象施設（再編内容による）

②跡地活用の主な手法

転用、無償（有償）貸与・無償（有償）譲渡、（用地も含め）売却

③小学校の跡地活用にあたり考慮すべき点

・現在の機能（防災、地域活動）の今後の在り方

・住民参加による検討

④跡地活用にあたって制約条件の検討

「豊能町公共施設再編に関する基本方針」

⇒学校施設等の利活用については、豊能町公共施設再編に関する最終報告書を踏まえたものであるが、直接の方針を示しているものではない。

第3次豊能町都市計画マスタープランとの整合を図る
跡地利活用方法の検討

地域住民のコミュニティや
社会体育・PTA 活動の拠点

災害（土砂）
警戒区域との関係性

災害時の防災拠点



曲がりくねって、ただいま。
大阪府 豊能町
OSAKA TOYONO TOWN